

保育所等のアレルギー対応に関する
自治体(都道府県・市町村)における取組状況について
(調査結果)

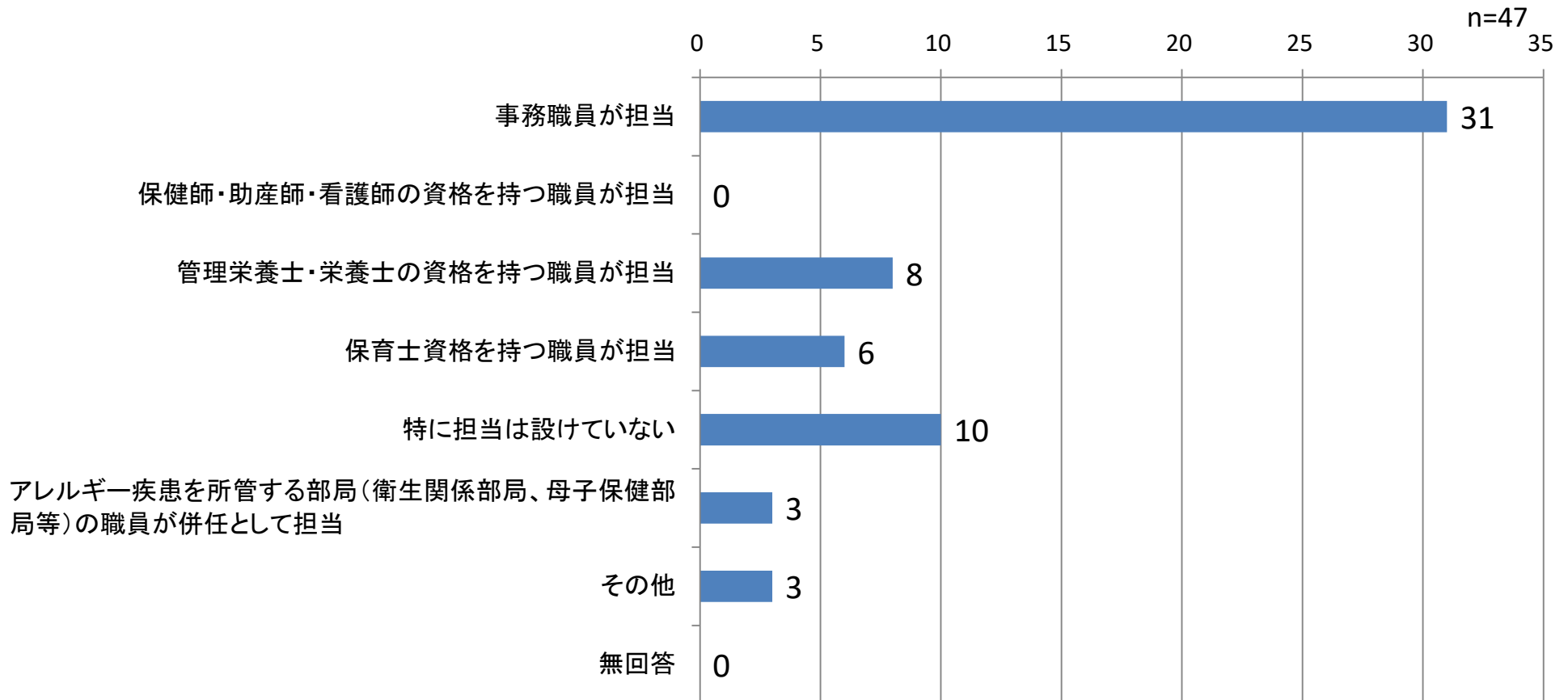
(調査概要)

- 調査目的:「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月 厚生労働省)の改訂に向けた検討に資するため、保育所等のアレルギー対応に関する自治体における取組状況を把握する。
- 調査対象:全国の都道府県及び市町村(特別区を含む)
(回答状況:都道府県 100%(47/47)、市町村 77.4%(1,347/1,741))
- 調査時点:平成30年4月1日現在
- 調査期間:平成30年9月19日～平成30年10月2日
- 調査事項:保育施設(※)のアレルギー対応に関する
 - ①自治体における体制整備に関する事項
 - ②自治体による管内の保育施設に対する働きかけ(周知、啓発、研修等)に関する事項(※)管内の認可保育所(保育所型認定こども園を含む)及び地域型保育を指す。

1-1. 保育施設のアレルギー対応に関する自治体の担当者【都道府県】

- 都道府県における、保育施設のアレルギー対応に関する担当者については、
- ・「事務職員」が、31都道府県(66.0%)
 - ・「特に担当を設けていない」が、10都道府県(21.3%)
 - ・「管理栄養士・栄養士の資格を持つ職員」が、8都道府県(17.0%)であった。

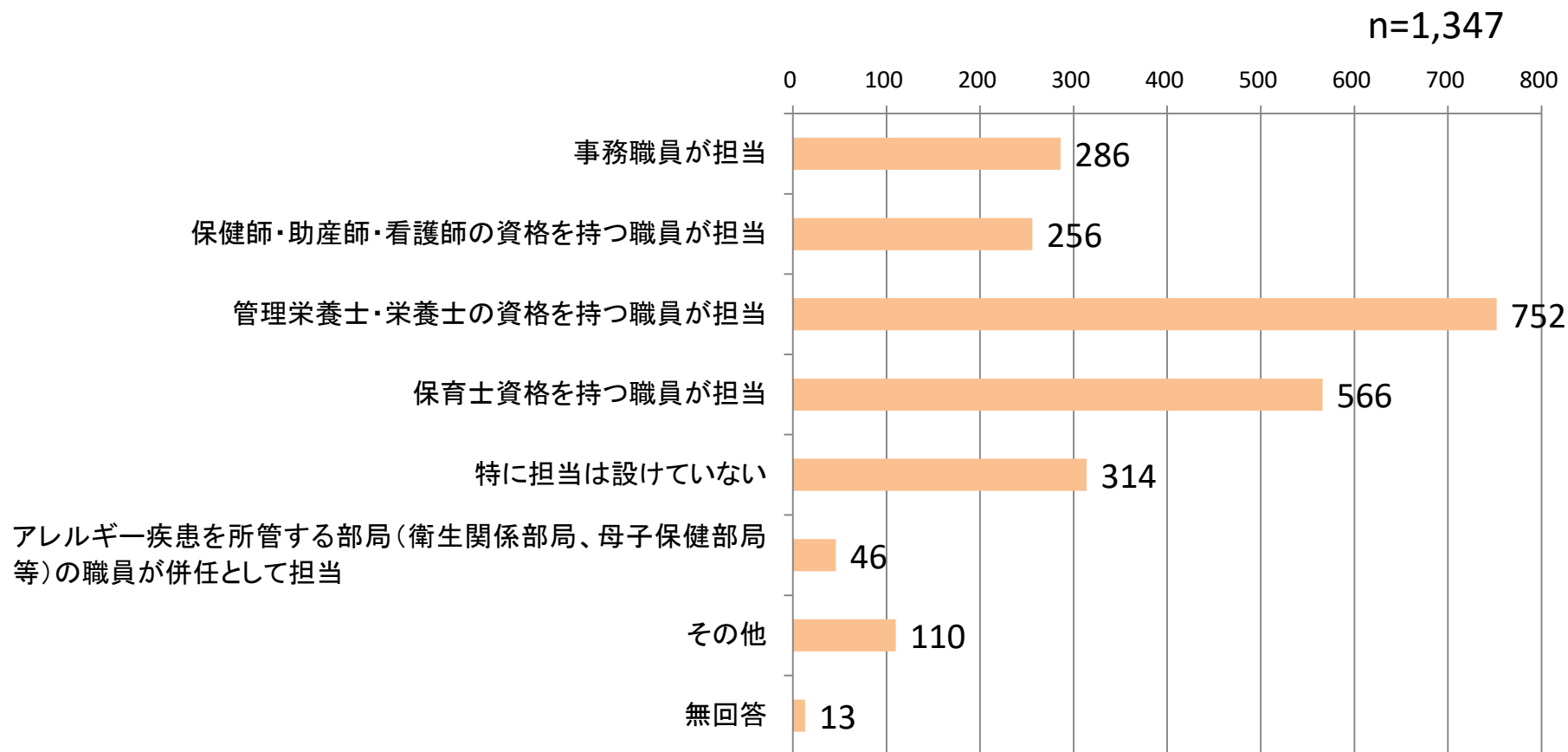
<保育施設のアレルギー対応に関する担当者> (複数回答)



1-2. 保育施設のアレルギー対応に関する自治体の担当者【市町村】

- 市町村における、保育施設のアレルギー対応に関する担当者については、
- ・「管理栄養士・栄養士の資格をもつ職員」が、752市町村(55.8%)
 - ・「保育士資格を持つ職員」が、566市町村(42.0%)
 - ・「特に担当を設けていない」が、314市町村(23.3%)であった。

<保育施設のアレルギー対応に関する担当者> (複数回答)

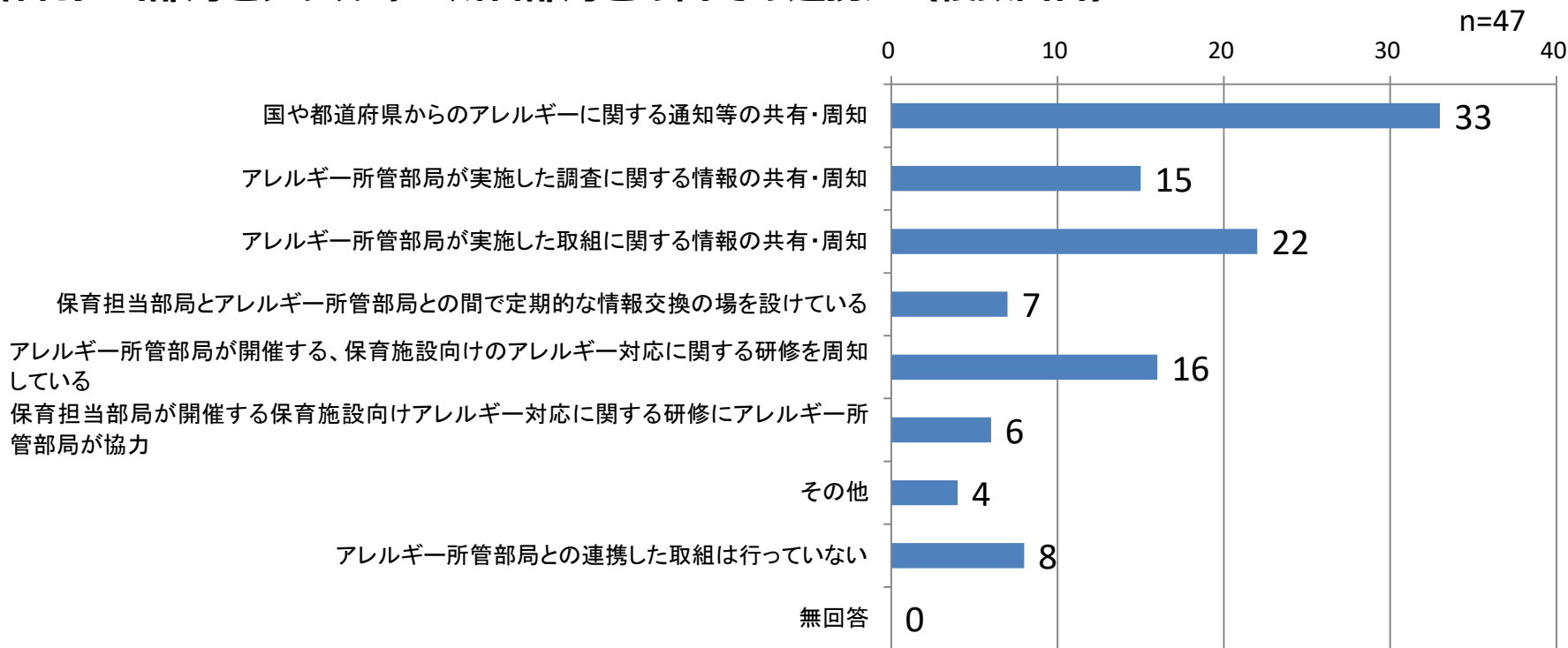


2-1. アレルギー対応に関する連携状況【都道府県】

○ 都道府県における、アレルギー対応に関する保育担当部局とアレルギー所管部局との連携した取組については、

- ・「アレルギーに関する通知等の共有・周知」が、33都道府県(70. 2%)
- ・「アレルギー所管部局実施の取組に関する情報の共有等」が、22都道府県(46. 8%)
- ・「保育施設向けのアレルギー対応に関する研修の周知」が、16都道府県(34. 4%)であった。

<保育担当部局とアレルギー所管部局との間での連携> (複数回答)

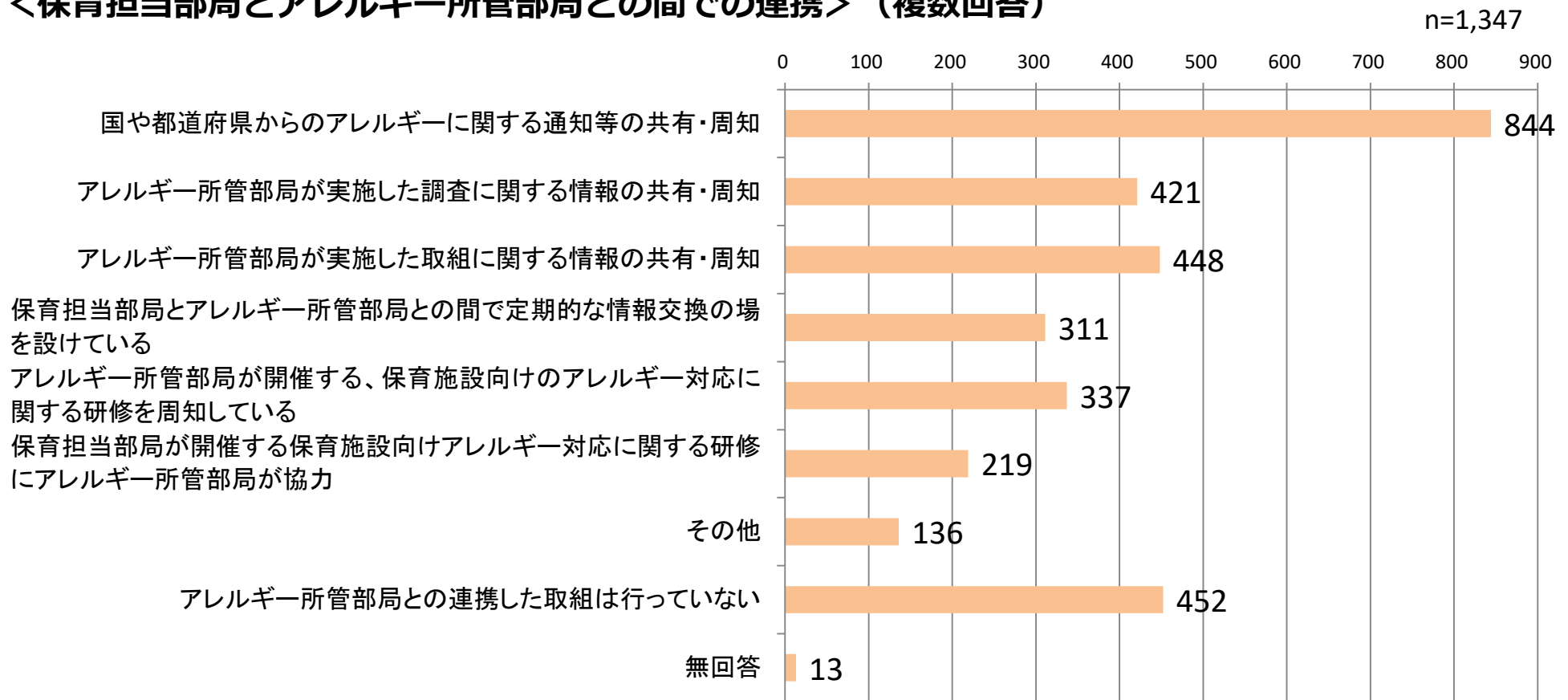


※ なお、保育施設のアレルギー対応について、市町村との間で役割分担をしている都道府県は見受けられなかった。

2-2. アレルギー対応に関する連携状況【市町村】

- 市町村における、アレルギー対応に関する保育担当部局とアレルギー所管部局との連携した取組については、
- ・「国や都道府県からのアレルギーに関する通知等の共有等」が、844市町村(62.7%)
 - ・「アレルギー所管部局との連携した取組は行っていない」が、452市町村(33.6%)
 - ・「アレルギー所管部局の取組に関する情報共有等」が、448市町村(33.3%)であった。

<保育担当部局とアレルギー所管部局との間での連携> (複数回答)

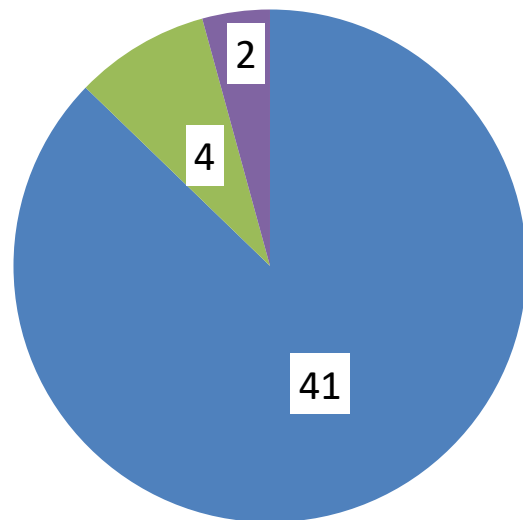


3-1. 保育施設へのアレルギー対応に関する指導状況【都道府県】

○ 都道府県における管内の保育施設のアレルギー対応に関する指導について、「厚生労働省のアレルギー対応ガイドラインに基づいて対応するよう求めている」のは、41都道府県(87.2%)であった。

<都道府県内の保育施設のアレルギー対応に関する指導>

n=47



- 厚生労働省が平成23年に策定した「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づいて対応するよう求めている
- 自治体の実情に合わせて、ガイドラインの内容を具体化、加筆等したものを示し、これに基づいた対応をするよう求めている
- その他
- アレルギー対応について特に指導は行っていない
- 無回答

【「その他」の主な内容】

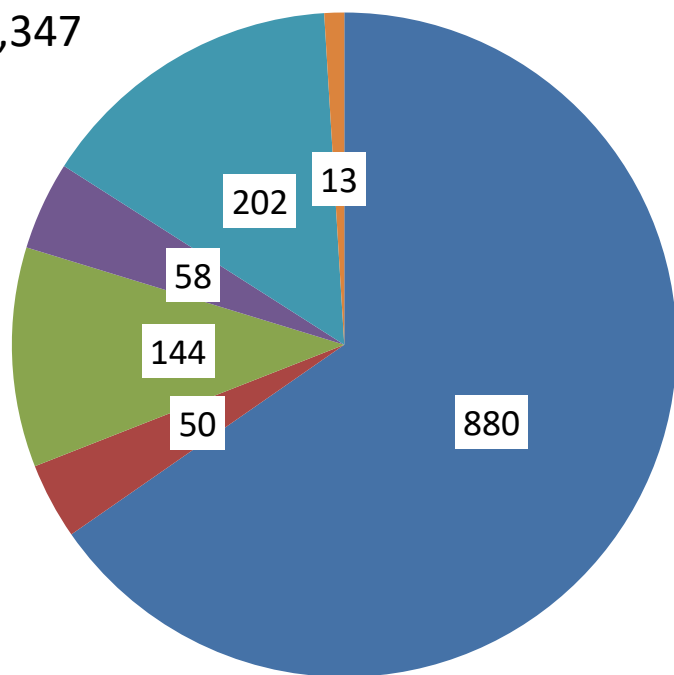
- ・保育所等監査において、食物アレルギーのある児童への対応を確認している。また、保健所の巡回指導時、必要に応じて、厚生労働省のガイドラインを情報提供している。
- ・県教育委員会からの情報を提供している。
- ・毎年実施する食育及び食事の提供に関する全県的なアンケートの項目に食物アレルギーに関するものを含め、保育施設の食物アレルギーの現状と、県で作成した「食物アレルギー対応チェック表」を周知している。
- ・「保育所保育指針」及び「保育所における食事の提供ガイドライン」に基づいて対応するよう求めている。

3-2. 保育施設へのアレルギー対応に関する指導状況【市町村】

○ 市町村における管内の保育施設のアレルギー対応に関する指導について、「厚生労働省のアレルギー対応ガイドラインに基づいて対応するよう求めている」のは、880市町村(65.3%)であった。

<市町村内の保育施設のアレルギー対応に関する指導>

n=1,347



- 厚生労働省が平成23年に策定した「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)に基づいて対応するよう求めている
- 都道府県が策定したアレルギー対応に関するガイドライン等に基づいて対応するよう求めている
- 自治体の実情に合わせて、ガイドラインの内容を具体化、加筆等したものを示し、これに基づいた対応をするよう求めている
- その他
- アレルギー対応について特に指導は行っていない

※「自治体の実情に合わせて、ガイドラインの内容を具体化、加筆等したものを示し、対応を求めている場合」の主な内容

- ・ 自治体独自のアレルギー対応の手引きを作成し、生活管理指導表の必須化、連携病院や消防との連携、除去食の区別の方法等の具体化、事故及び発生情報提供書の作成、消防へ各園のエピペン®の所持状況の情報提供をしている。
- ・ ガイドラインの内容を基本とし、必要書類、保護者との面接、調理中から喫食までのチェック、職員同士の連携などを具体的に盛り込んだ「食物アレルギー対応マニュアル」を基に指導している。

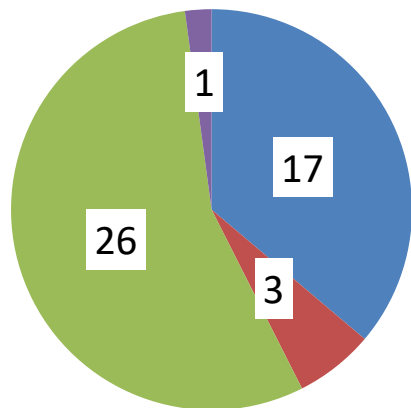
※「その他」の回答としては、公立と私立で対応を分けている例があった。

4-1. 保育施設へのアレルギーを有する子どもの症状等の把握及び管理のための様式提示【都道府県】

- 都道府県内の保育施設に対して、アレルギーを有する子どもの症状等の把握及び管理のための様式を示しているかについては、「厚生労働省のガイドラインで参考様式として示している生活管理指導表の使用を指導している」のは、17都道府県(36.2%)であった。
- また、3都道府県(6.4%)が、「自治体の実情に合わせて、厚生労働省のガイドラインで参考様式として示している生活管理指導表を修正した様式の使用を指導している」と回答。
- 一方、「特に(自治体としての)様式は示していない」と回答したのは、26都道府県(55.3%)。

<アレルギーを有する子どもの症状等の把握及び管理のための様式>

n=47



- ガイドラインで参考様式として示している生活管理指導表の使用を指導している。
- 自治体の実情に合わせて、ガイドラインで参考様式として示している生活管理指導表を修正をした様式の使用を指導している。
- 特に様式は示していない。
- その他
- 無回答

【「生活管理指導表の修正」に関する主な内容】

- ・原則「生活管理指導表(改編あり)」を使用することとしているが、食物アレルギーについては、医師の指示書となる「除去食確認シート」を別途作成し、「生活管理指導表」の食物アレルギー部分と置き換え可能としている。
- ・裏面のみの様式を活用。簡易的な医師の確認欄を設けた。

【「その他」の主な内容】

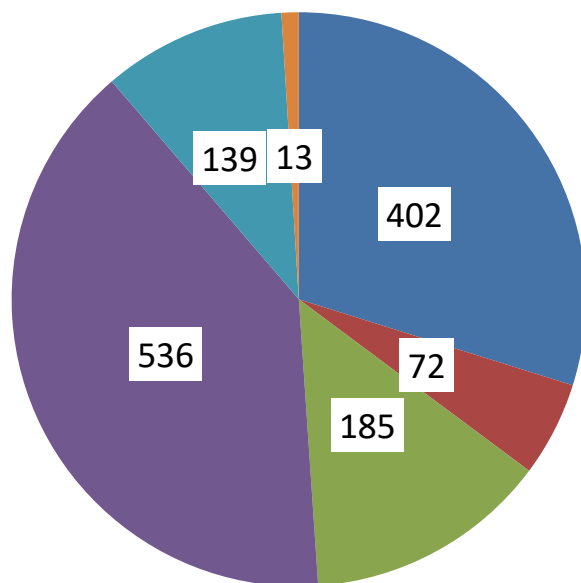
- ・園内の食物アレルギー対応、保護者との連携、アレルギー食への配慮を推進するため、「食物アレルギー対応チェック表」を策定し周知している。

4-2. 保育施設へのアレルギーを有する子どもの症状等の把握及び管理のための様式提示【市町村】

- 市町村内の保育施設に対して、アレルギーを有する子どもの症状等の把握及び管理のための様式を示しているかについては、「厚生労働省のガイドラインで参考様式として示している生活管理指導表の使用を指導している」のは、402市町村(29.8%)であった。
- また、72市町村(5.3%)が「都道府県が策定した様式に基づいて対応するよう求めている」と回答し、185市町村(13.7%)が「自治体の実情に合わせて、ガイドラインで参考様式として示している生活管理指導表を修正した様式の使用を指導している」と回答。
- 一方、「特に(自治体としての)様式は示していない」と回答したのは、536市町村(39.8%)。

<アレルギーを有する子どもの症状等の把握及び管理のための様式>

n=1,347



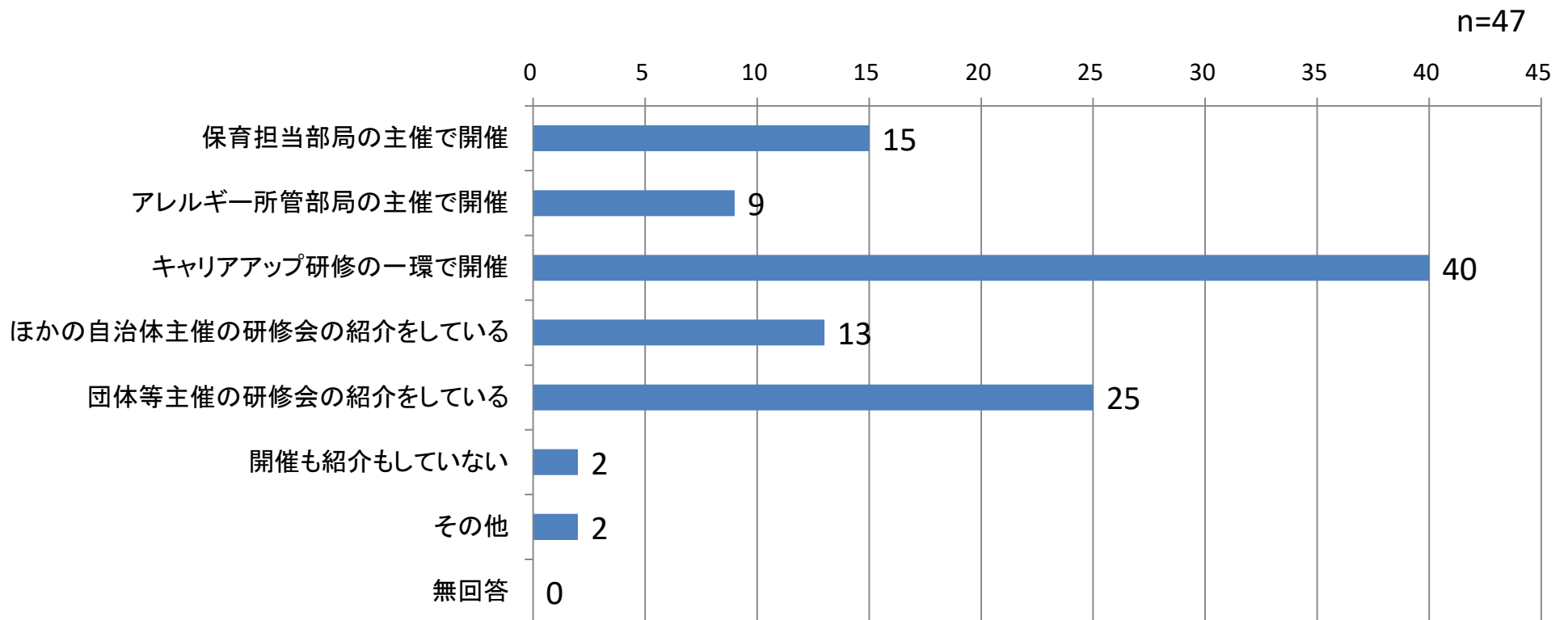
- ガイドラインで参考様式として示している生活管理指導表の使用を指導している
- 都道府県が策定した、アレルギーを有する子どもの症状等の把握及び管理のための様式に基づいて対応するよう求めている
- 自治体の実情に合わせて、ガイドラインで参考様式として示している生活管理指導表を修正をした様式の使用を指導している
- 特に様式は示していない
- その他

※自治体の実情に合わせて、生活管理指導表を修正した様式の使用を指導しているものとして、食物アレルギーに特化するよう
に様式の修正をしている自治体があった。

5-1. 保育施設対象のアレルギー対応に関する研修の開催状況【都道府県】

- 都道府県における、保育施設対象のアレルギー対応に関する研修の開催状況については、
- ・「キャリアアップ研修の一環で開催」が、40都道府県(85.1%)
 - ・「団体等主催の研修会を紹介」が、25都道府県(53.2%)
 - ・「保育担当部局の主催で開催」が、15都道府県(31.9%)であった。

<保育施設対象のアレルギー対応に関する研修の開催状況> (複数回答)

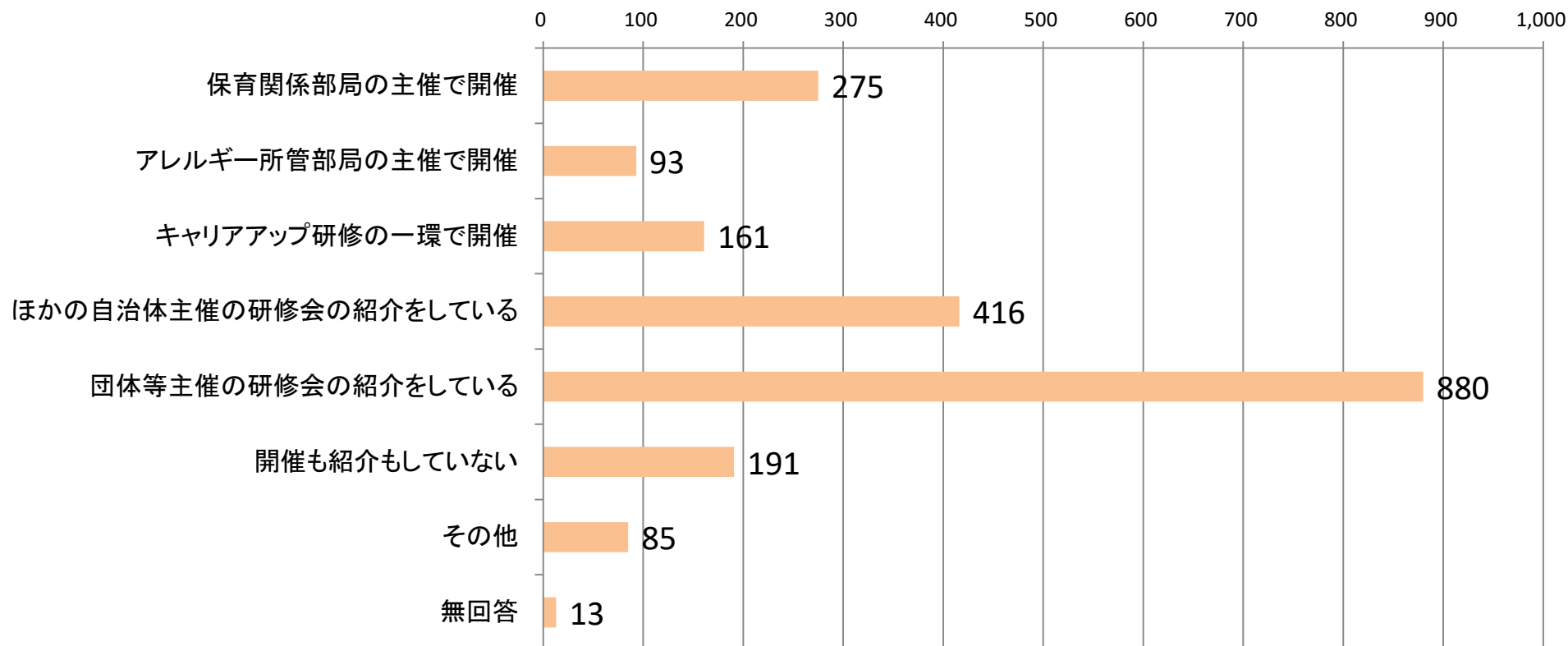


5-2. 保育施設対象のアレルギー対応に関する研修の開催状況【市町村】

- 市町村における、保育施設対象のアレルギー対応に関する研修の開催状況については、
- ・「団体等主催の研修会を紹介」が、880市町村(65.3%)
 - ・「ほかの自治体主催の研修会を紹介」が、416市町村(30.9%)
 - ・「保育関係部局の主催で開催」が、275市町村(20.4%)であった。

<保育施設対象のアレルギー対応に関する研修の開催状況> (複数回答)

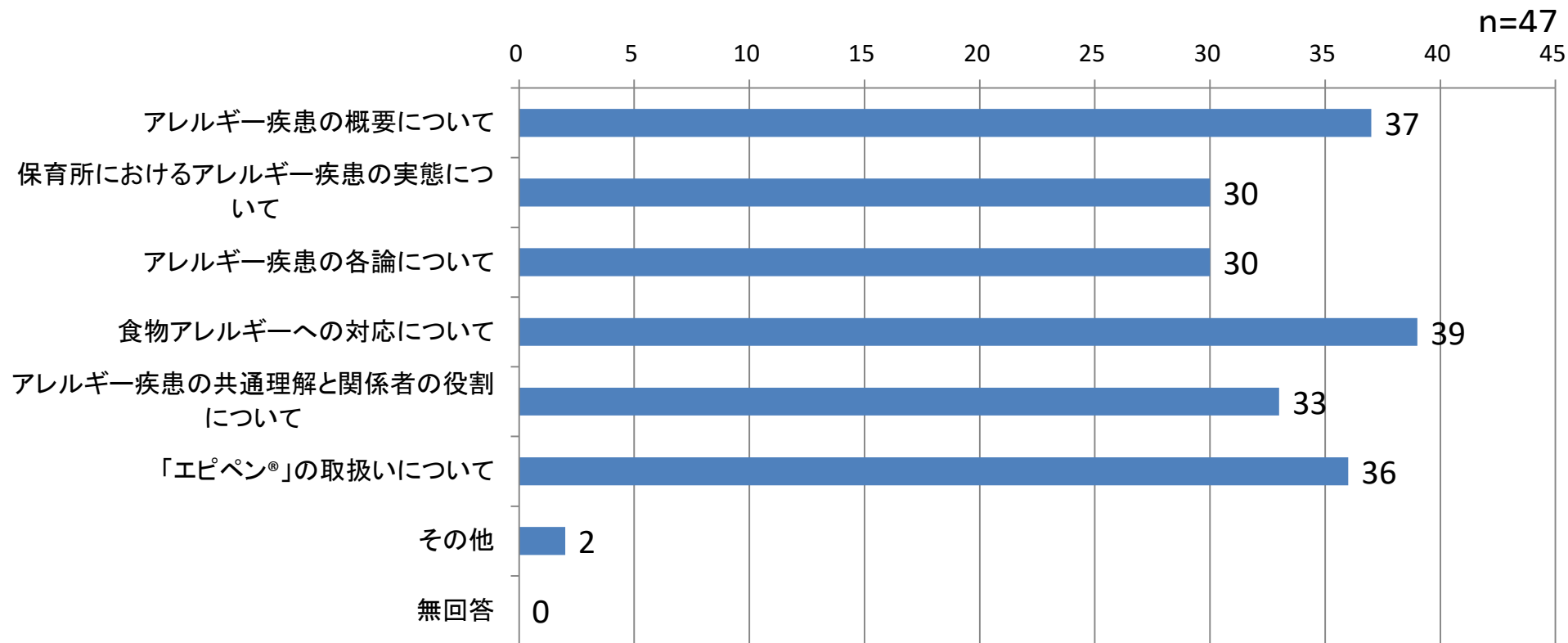
n=1,347



6-1. 保育施設のアレルギー対応に関する研修会の内容【都道府県】

- 都道府県における、保育施設のアレルギー対応に関する研修会の内容については、
- ・ 「食物アレルギーへの対応」が、39都道府県(83.0%)
 - ・ 「アレルギー疾患の概要」が、37都道府県(78.7%)
 - ・ 「『エピペン®』の取扱い」が、36都道府県(76.6%)であった。

<保育施設のアレルギー対応に関する研修会の内容> (複数回答)

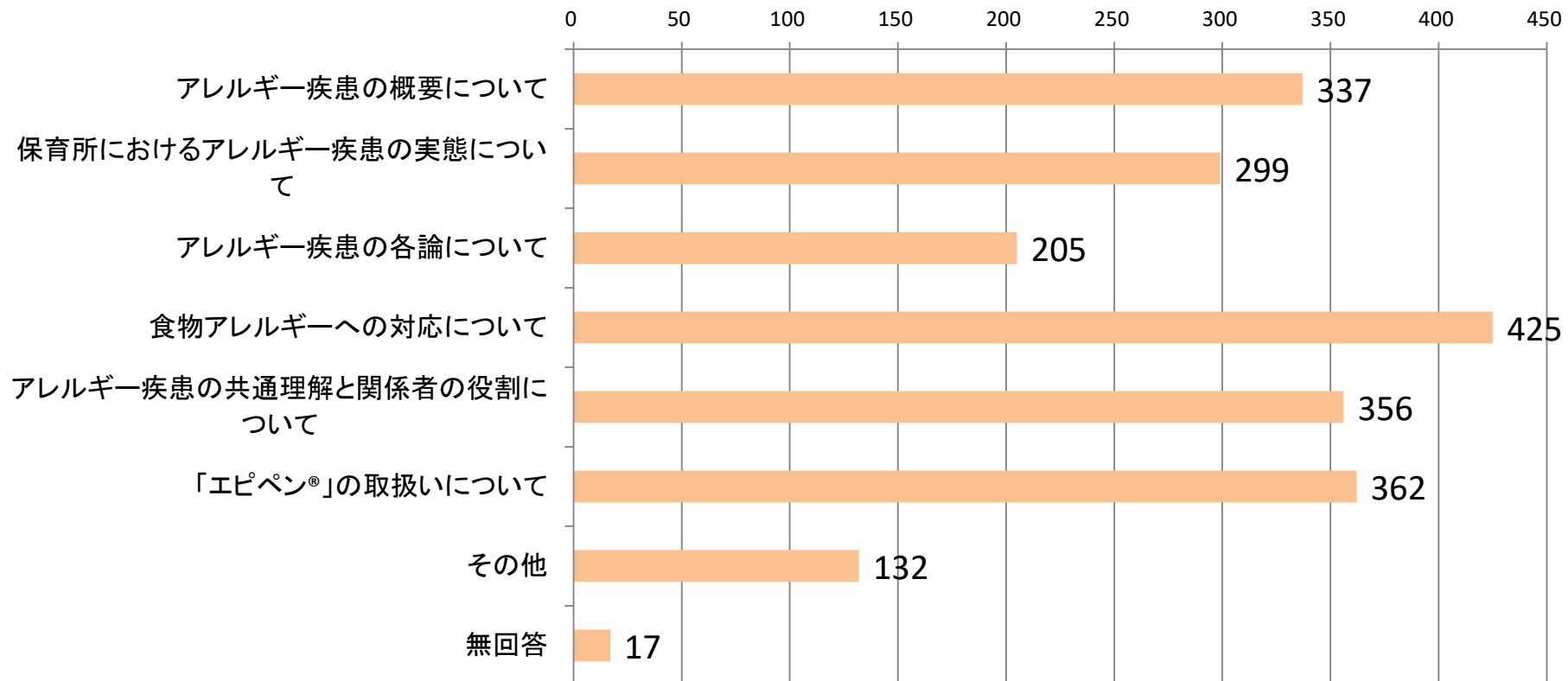


6-2. 保育施設のアレルギー対応に関する研修会の内容【市町村】

- 市町村における、保育施設のアレルギー対応に関する研修会の内容については、
- ・ 「食物アレルギーへの対応」が、425市町村(31.6%)
 - ・ 「『エピペン®』の取扱い」が、362市町村(26.9%)
 - ・ 「アレルギー疾患の共通理解と関係者の役割」が、356市町村(26.4%)であった。

＜保育施設のアレルギー対応に関する研修会の内容＞（複数回答）

n=1,347

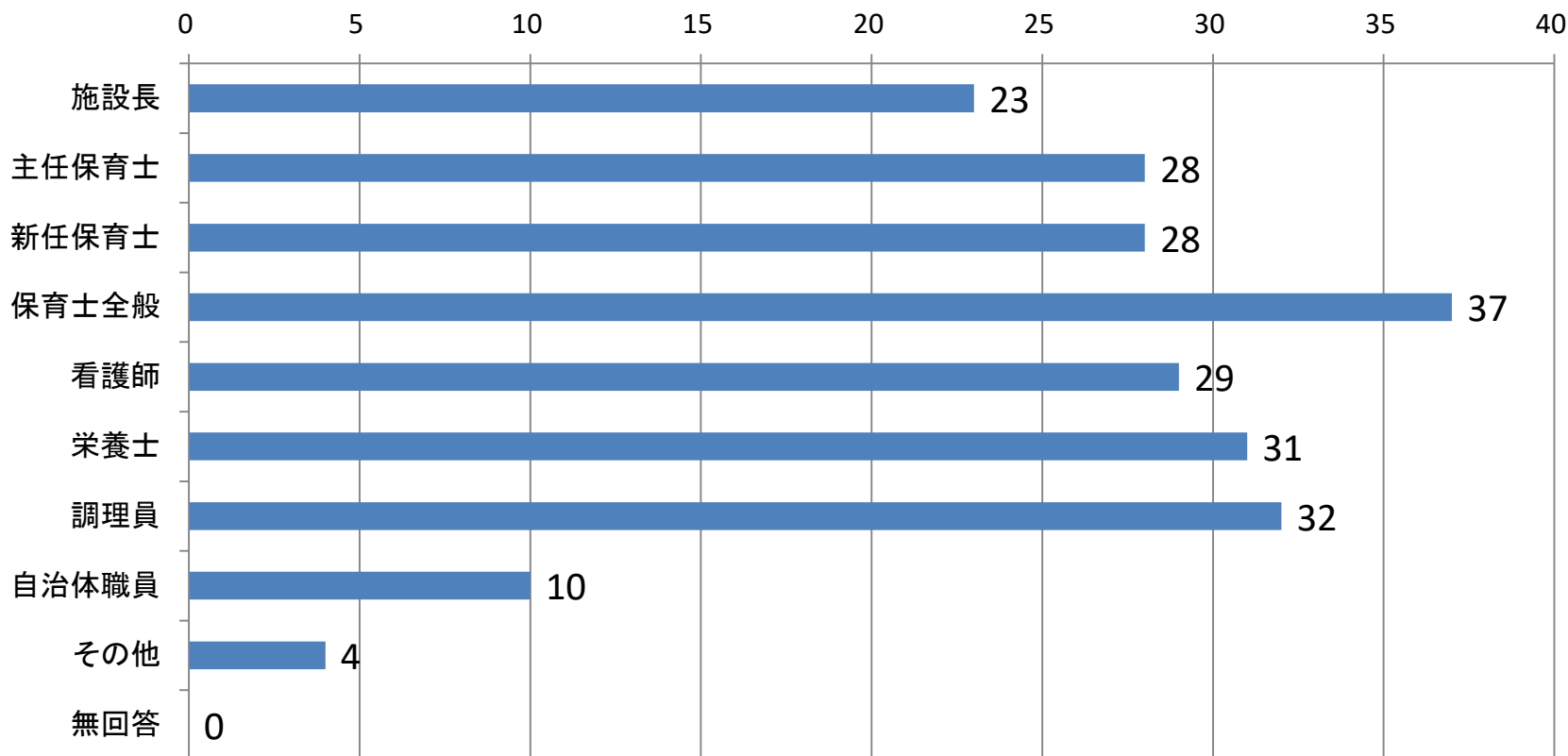


7-1. 保育施設のアレルギー対応に関する研修会の主な参加対象【都道府県】

- 都道府県が主催する保育施設のアレルギー対応に関する研修会の主な参加対象については、「保育士全般」(37都道府県(78.7%))、「調理員」(32都道府県(68.1%))、「栄養士」(31都道府県(66.0%))とする都道府県が多かった。

<保育施設のアレルギー対応に関する研修会の主な参加対象> (複数回答)

n=47

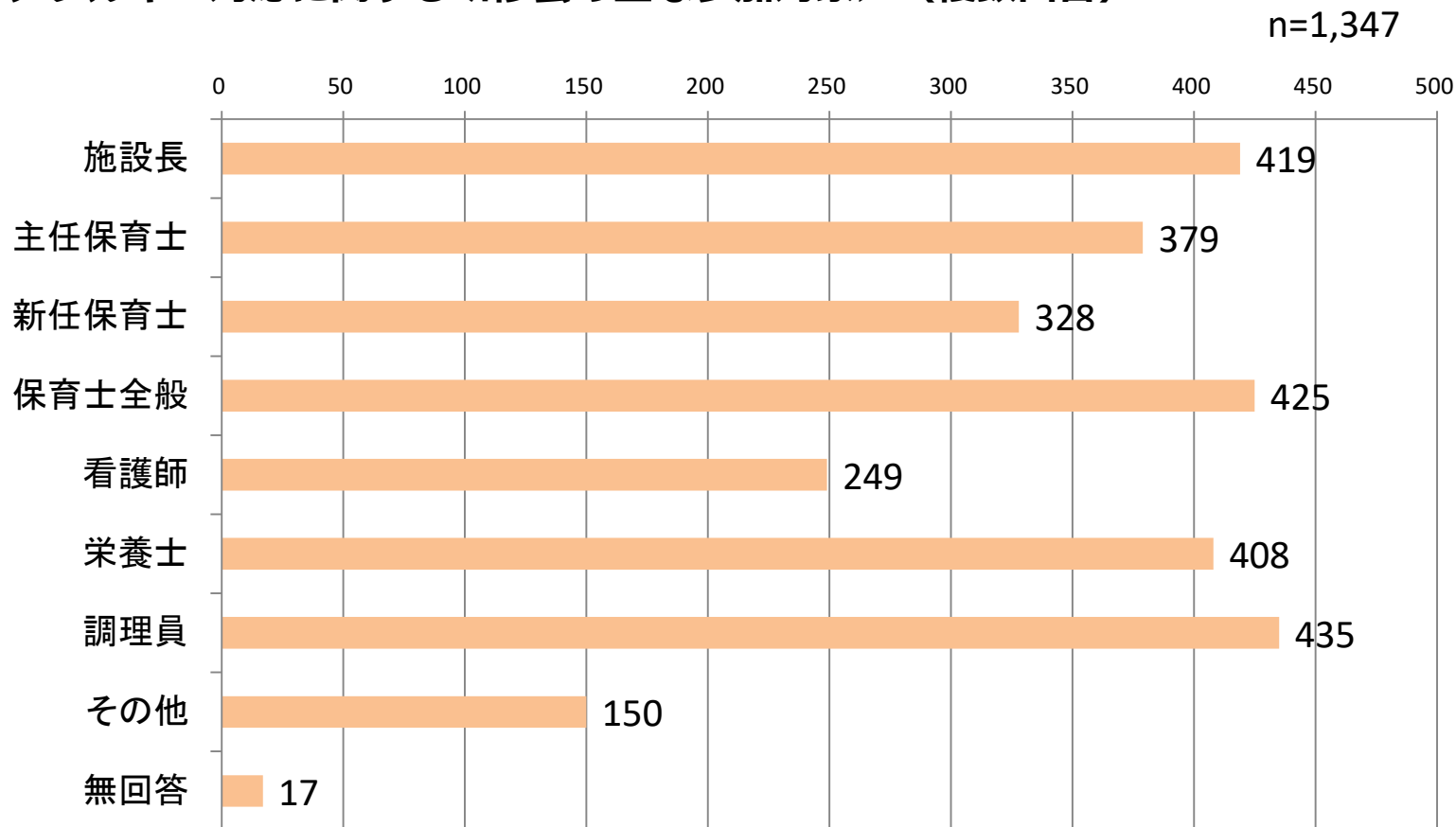


※「その他」の主な回答としては、職種の限定をしていない等の回答があった。

7-2. 保育施設のアレルギー対応に関する研修会の主な参加対象【市町村】

- 市町村が主催する保育施設のアレルギー対応に関する研修会の主な参加対象については、「調理員」(435市町村(32.3%))、「保育士全般」(425市町村(31.6%))、「施設長」(419市町村(31.1%))、「栄養士」(408市町村(30.3%))とする市町村が多かった。

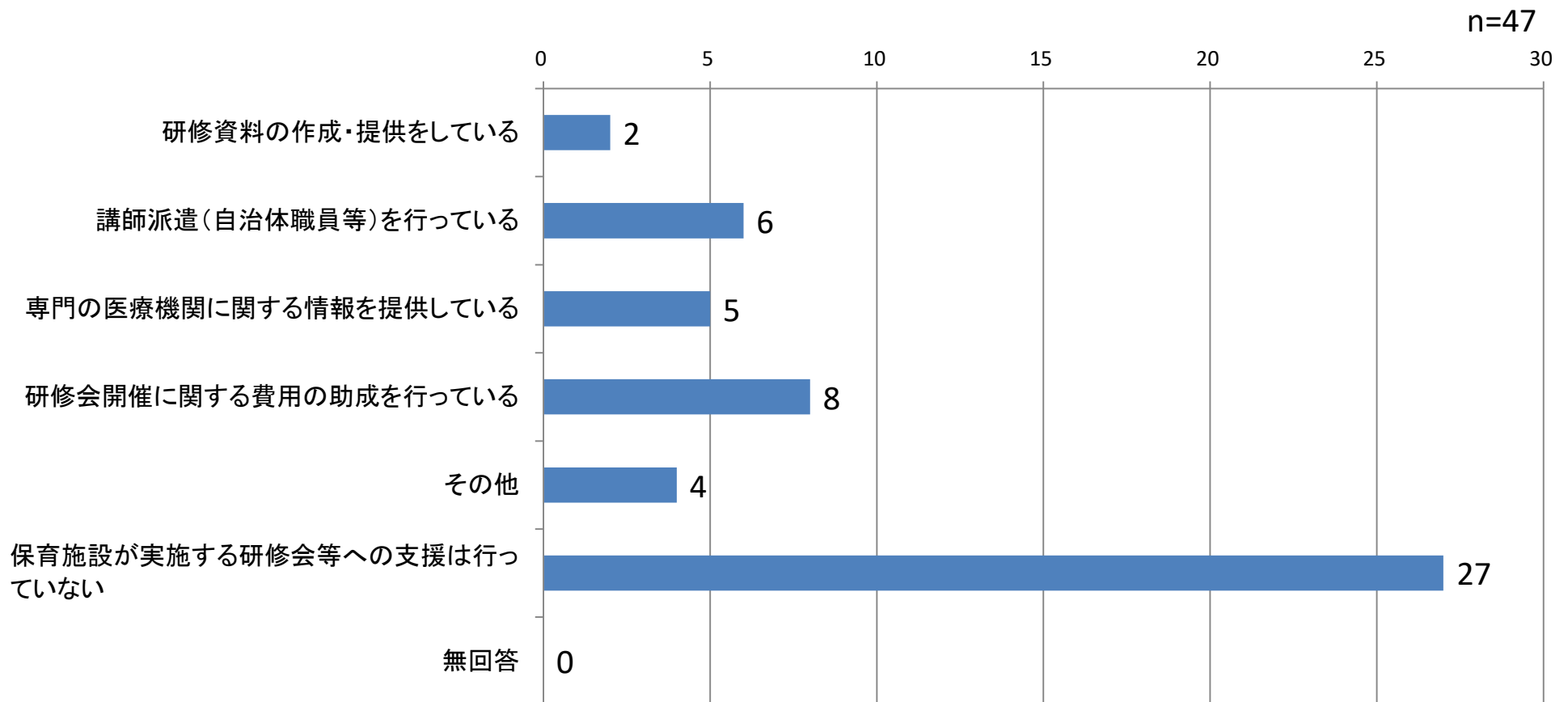
<保育施設のアレルギー対応に関する研修会の主な参加対象> (複数回答)



8-1. 保育施設のアレルギー対応に関する研修会等への支援状況【都道府県】

○ 都道府県における、管内の市町村や保育施設、保育団体が実施する保育施設のアレルギー対応に関する研修会等への支援については、8都道府県(17.0%)が「研修会開催に関する費用の助成を行っている」と回答。一方、27都道府県(57.4%)が「支援は行っていない」と回答。

<保育団体等が実施する保育施設のアレルギー対応に関する研修会等への支援> (複数回答)

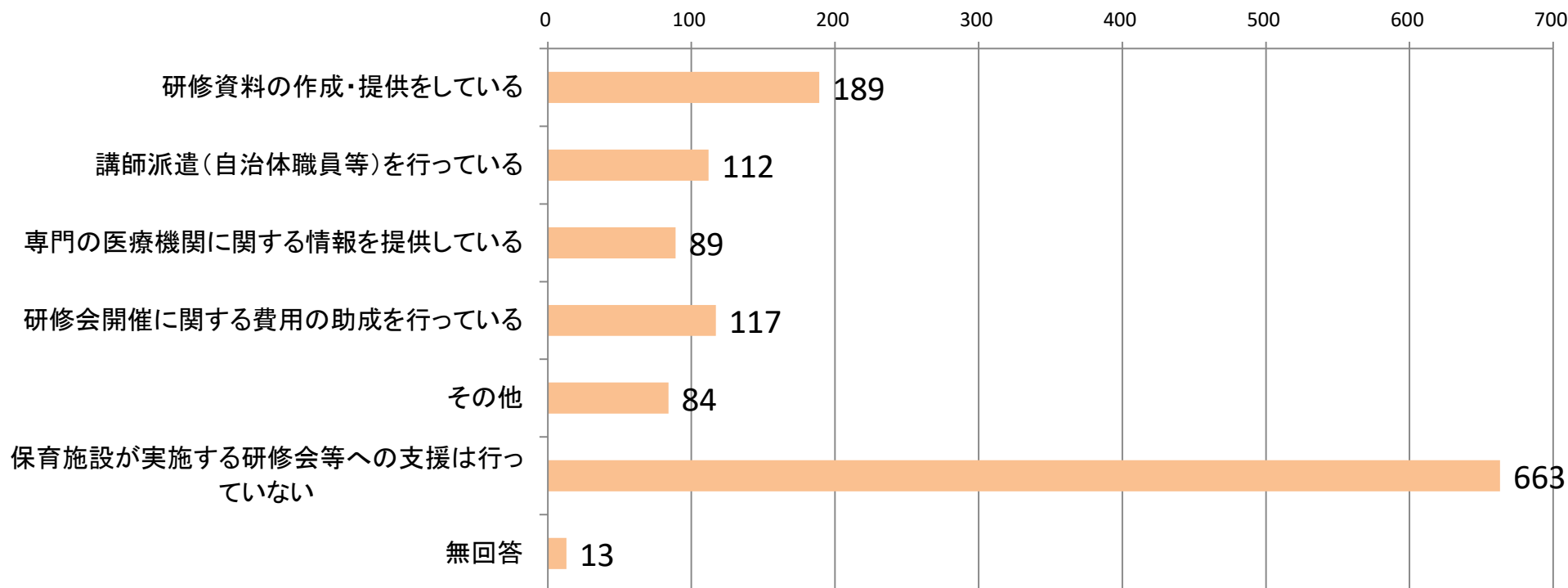


8-2. 保育施設のアレルギー対応に関する研修会等への支援状況【市町村】

○ 市町村における、管内の保育施設や保育団体が実施する保育施設のアレルギー対応に関する研修会等への支援については、189市町村(14.0%)が「研修資料の作成・提供をしている」と回答。一方、663市町村(49.2%)が「支援は行っていない」と回答。

＜保育団体等が実施する保育施設のアレルギー対応に関する研修会等への支援＞（複数回答）

n=1,347



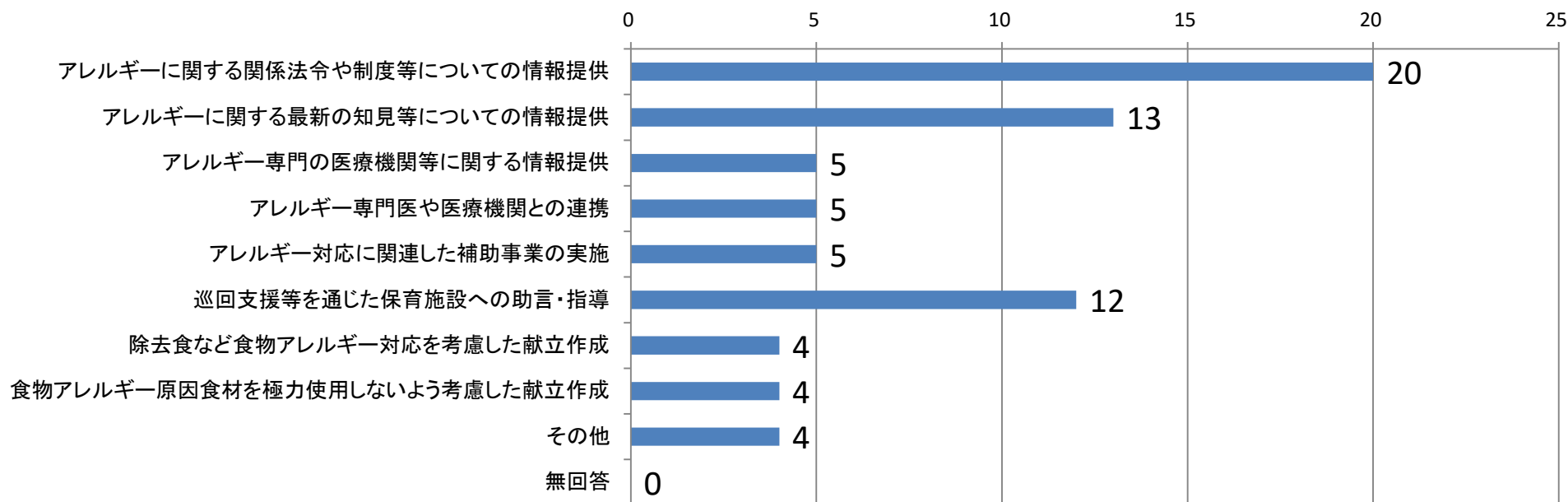
※「その他」の主な回答としては、エピペン®のトレーナーの貸し出し等があった。

9-1. 保育施設のアレルギー対応充実のために実施予定の取組【都道府県】

- 都道府県における、管内の保育施設のアレルギー対応充実のために実施予定の取組については、
- ・「アレルギーの関係法令や制度等についての情報提供」が、20都道府県(42.6%)
 - ・「アレルギーに関する最新の知見等についての情報提供」が、13都道府県(27.7%)
 - ・「巡回支援等を通じた保育施設への助言・指導」が、12都道府県(25.5%)であった。

<アレルギー対応充実のために実施を予定しているもの> (複数回答)

n=47



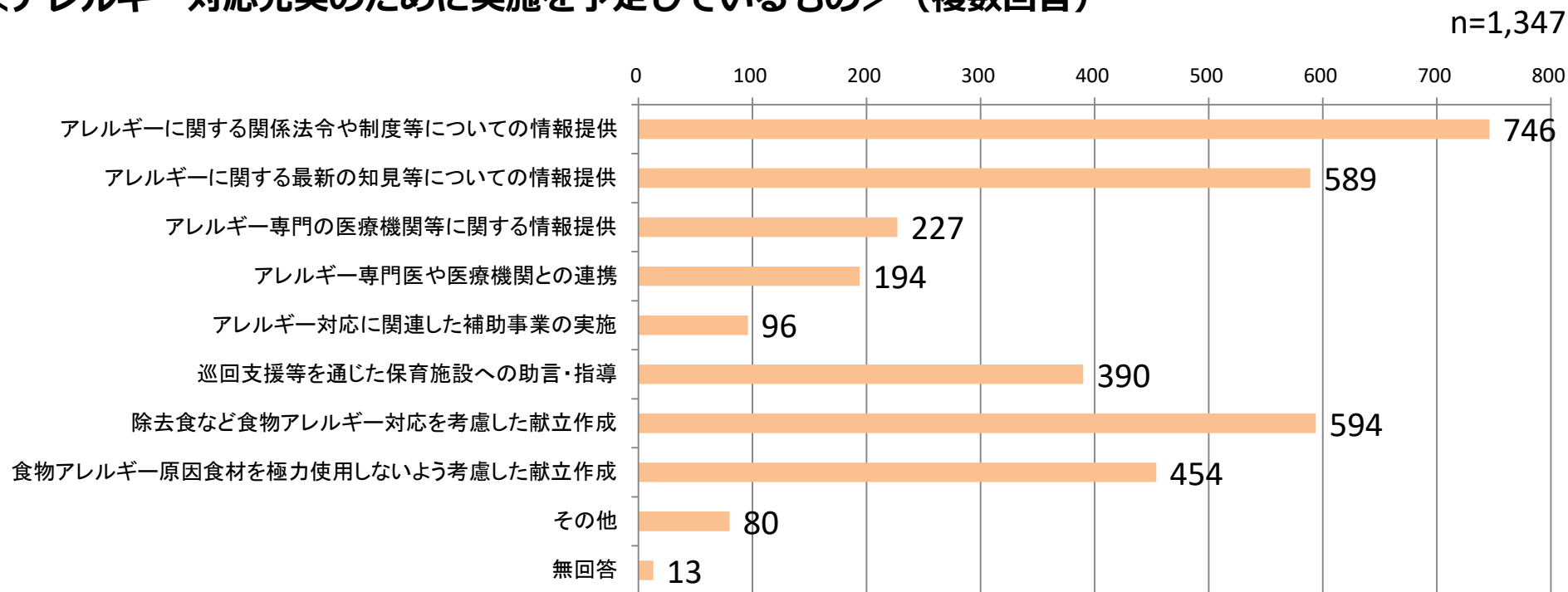
※「その他」の主な回答

- ・アレルギー疾患対応に係る人材育成事業を実施
- ・保育所からの相談に対し、アレルギー疾患を持つ子どもの保育所内における生活上の注意点などについて、医学的見地から助言・指導を行う事業を実施
- ・保健所の巡回指導時にアレルギー対応を確認しており、必要に応じ助言
- ・保育施設向けの給食提供マニュアルの充実・更新

9-2. 保育施設のアレルギー対応充実のために実施予定の取組【市町村】

- 市町村における、管内の保育施設のアレルギー対応充実のために実施予定の取組については、
- ・「アレルギーに関する関係法令や制度等についての情報提供」が、746市町村(55.4%)
 - ・「除去食など食物アレルギー対応を考慮した献立作成」が、594市町村(44.1%)
 - ・「アレルギーに関する最新の知見等の情報提供」が、589市町村(43.7%)であった。

<アレルギー対応充実のために実施を予定しているもの> (複数回答)



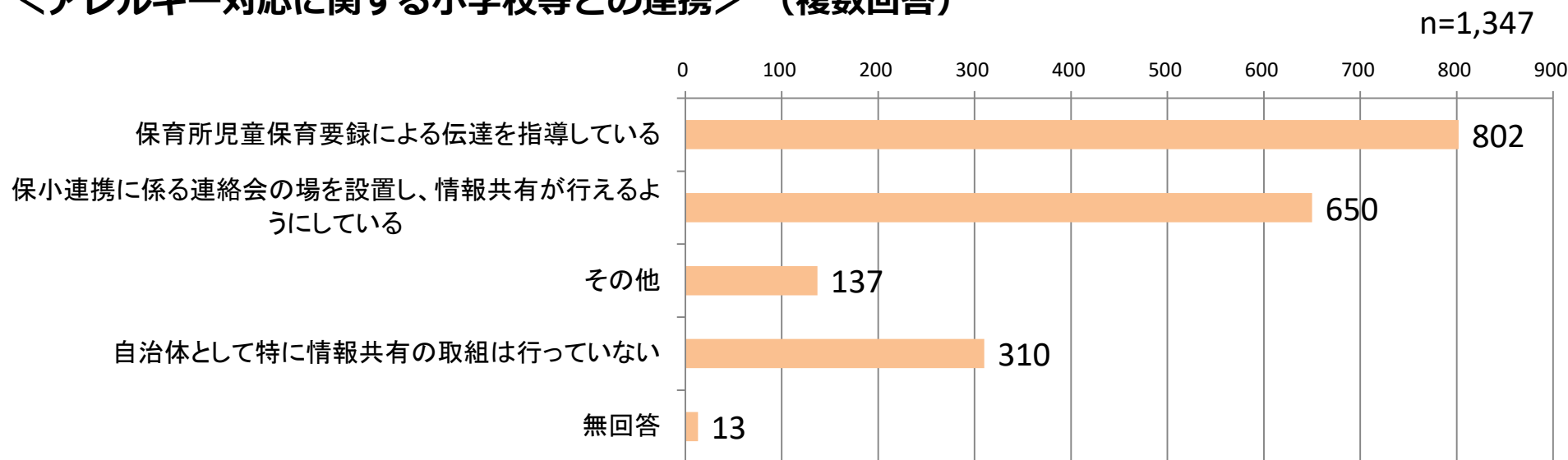
※「その他」の主な回答

- ・指導監査の際、アレルギー対応について確認・助言
- ・アレルギーフリーのテーマの調理講習会の開催
- ・自治体独自の対応マニュアルの作成
- ・保育施設からのエビペン使用児童についての消防署への連絡取りまとめ

10. アレルギー対応に関する保育施設と小学校等との情報共有【市町村】

- 市町村における、子どもの就学に際しての保育施設と小学校や放課後児童クラブとの間でのアレルギー対応に関する情報共有に関する取組については、
- ・「保育所児童保育要録による伝達を指導している」が、802市町村(59.5%)
 - ・「保小連携に係る連絡会の場を設置し、情報共有が行えるようにしている」が、650市町村(48.3%)であった。

<アレルギー対応に関する小学校等との連携> (複数回答)



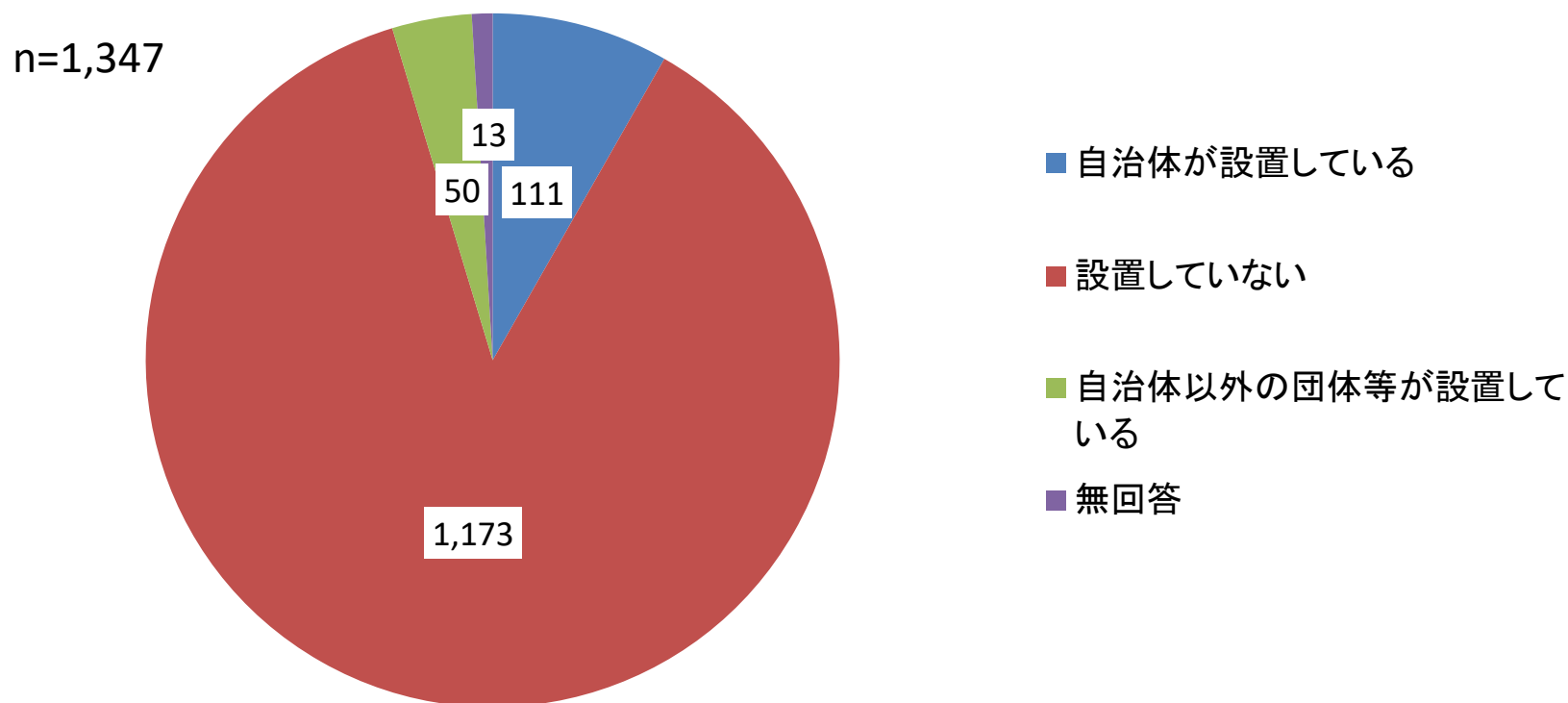
※「その他」の主な回答

- ・保育施設と学校で個別に情報共有している。放課後児童クラブについては、直接保護者から情報をもらい対応している。
- ・就学児健診時に、保健師が保護者に確認し、教育委員会に情報提供している。
- ・自治体独自で作成した発達支援ファイルを活用し、情報共有を行っている。
- ・教育委員会の巡回指導時に情報提供を行っている。
- ・小学校への情報共有として、保育所を通して新入学児童の全家庭に「食物アレルギーに関する調査」を行っている。
- ・生活管理指導表(最終年度のものを)を小学校へ引き継いでいる。

11. 食物アレルギー／アナフィラキシー対応に関する協議の場の設置【市町村】

- 市町村における、食物アレルギー／アナフィラキシー対応に関する保育施設と施設外の関係者（医療、消防等）が一堂に会して協議する場について、「自治体が設置している」と回答したのは111市町村（8.2%）、「自治体以外の団体等が設置している」と回答したのは50市町村（3.7%）であった。
- 一方、「設置していない」と回答したのは、1,173市町村（87.1%）であった。

<食物アレルギー／アナフィラキシー対応に関する協議の場の設置状況>

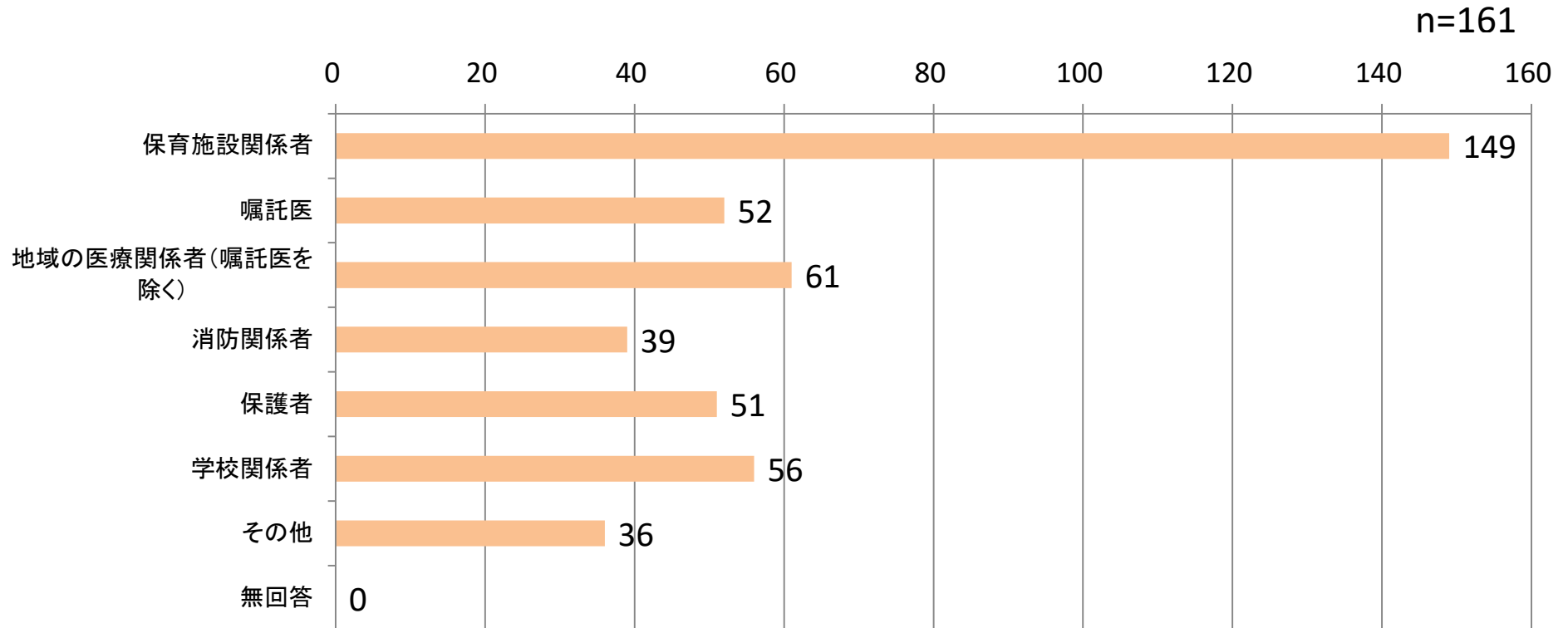


※協議の場を設置していない理由としては、個別の施設が情報連絡を取り合っている、日頃から情報共有している等があった。

12. 食物アレルギー／アナフィラキシー対応に関する協議の場の参加者【市町村】

- 自治体又は自治体以外の団体が食物アレルギー／アナフィラキシー対応に関する協議の場を設置している161市町村において、協議の場に参加する関係者については、
- ・「保育施設関係者」が、149市町村(92.5%)
 - ・「地域の医療関係者(嘱託医を除く)」が、61市町村(37.9%)であった。

<食物アレルギー／アナフィラキシー対応に関する協議の場に参加する関係者> (複数回答)

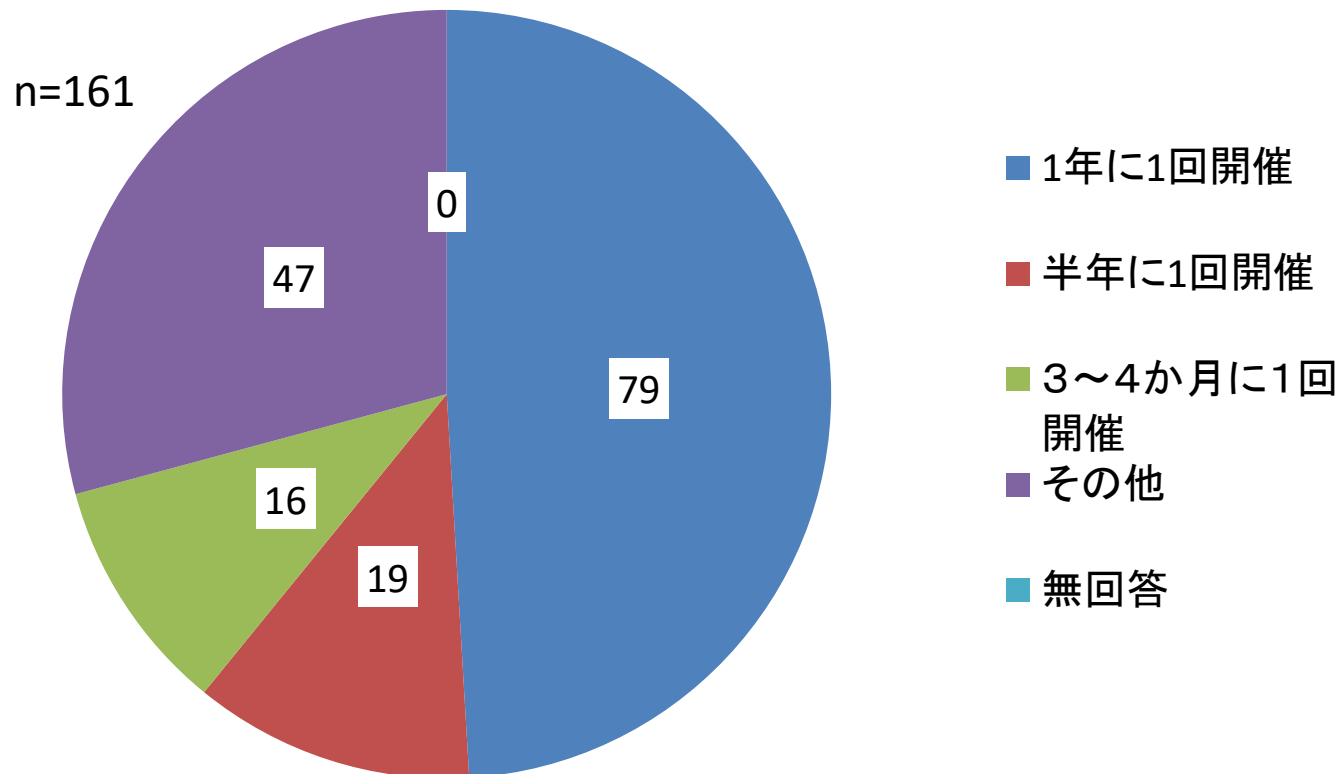


※「その他」の回答としては、保健所関係者、事務担当者等があった。

13. 食物アレルギー／アナフィラキシー対応に関する協議の場の開催頻度【市町村】

- 自治体又は自治体以外の団体が食物アレルギー／アナフィラキシー対応に関する協議の場を設置している161市町村における、協議の場の開催頻度については、
- ・「1年に1回開催」が、79市町村(49.1%)
 - ・「半年に1回開催」が、19市町村(11.8%)であった。

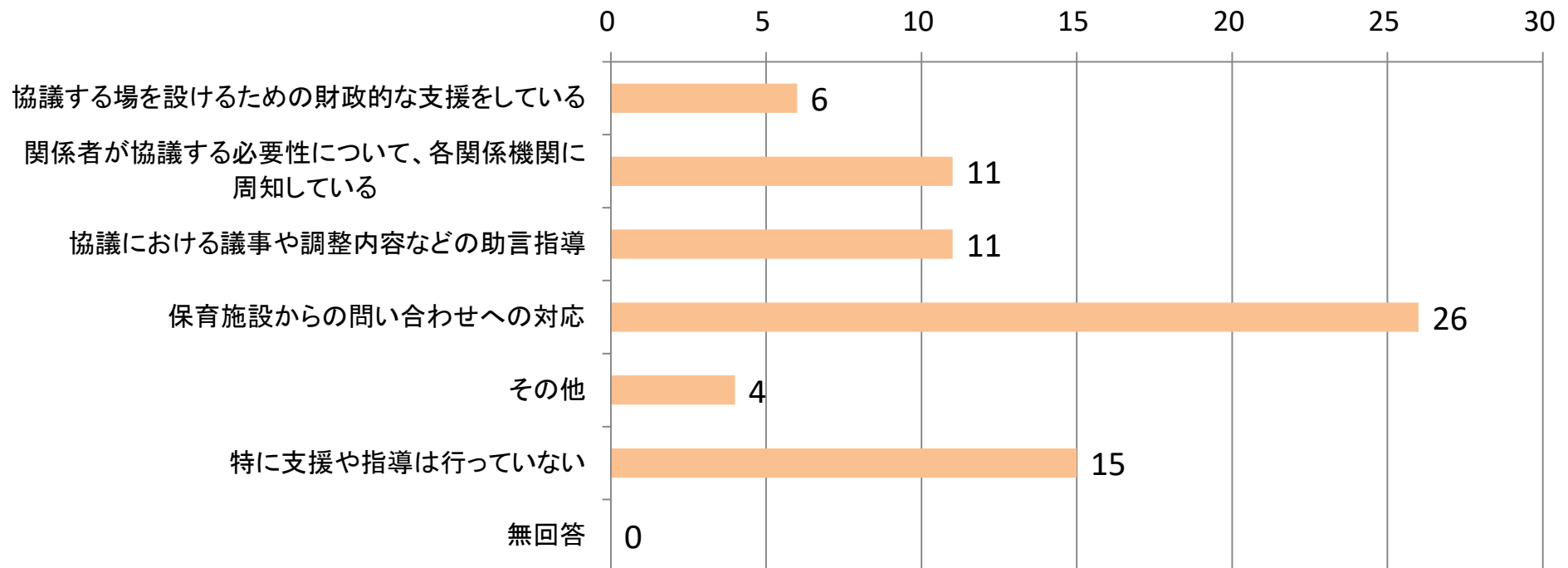
<食物アレルギー／アナフィラキシー対応に関する協議の場の開催頻度>



14. 食物アレルギー／アナフィラキシー対応に関する協議の場に対する支援【市町村】

- 自治体以外の団体等が食物アレルギー／アナフィラキシー対応に関する協議の場を設置している50市町村における、協議の場に対する支援については
- ・「保育施設からの問い合わせへの対応」が、26市町村(52%)
 - ・「特に支援や指導を行っていない」が、15市町村(30%)
 - ・「協議の必要性を各関係機関に周知」、「協議における議事や調整内容などの助言指導」が、それぞれ11市町村(22%)であった。

<食物アレルギー／アナフィラキシー対応に関する協議の場に対する支援> (複数回答) n=50

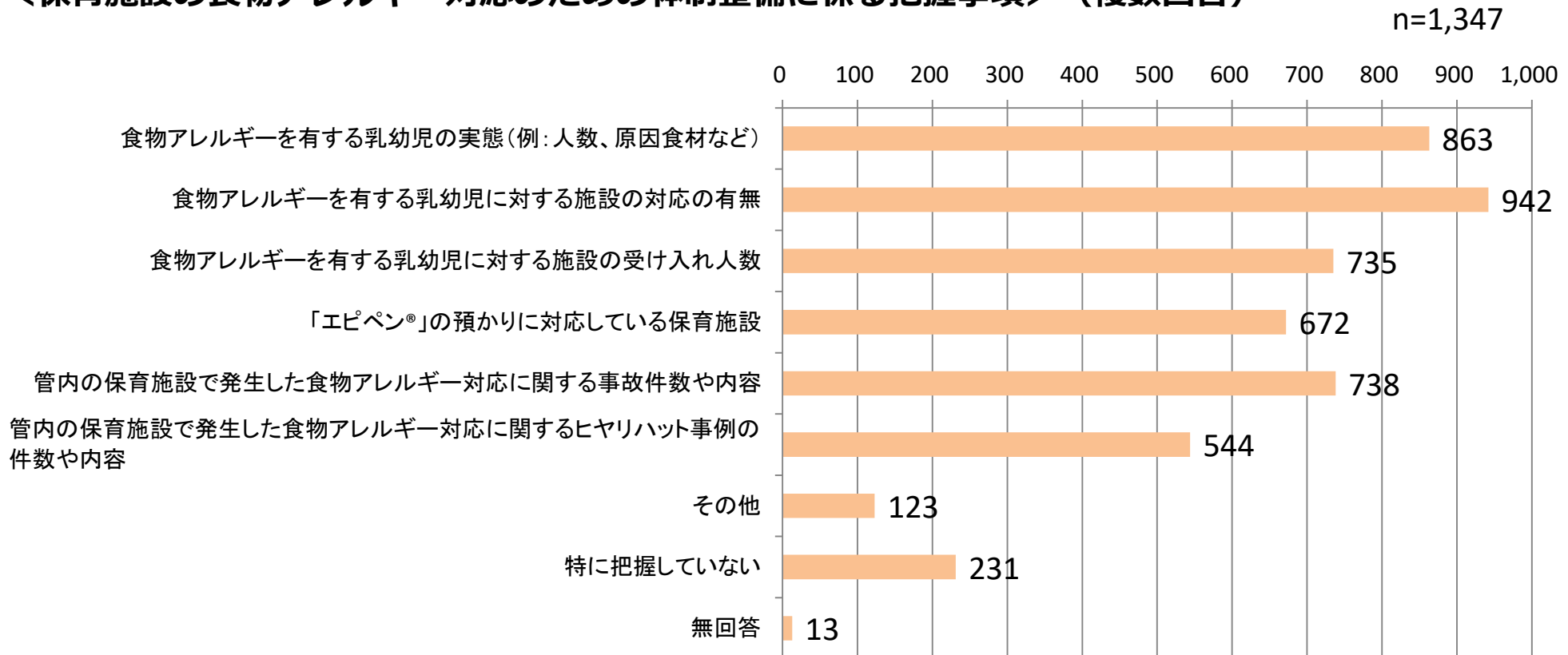


15. 保育施設の食物アレルギー対応のための体制整備に係る把握事項【市町村】

○ 市町村における、保育施設の食物アレルギー対応のための体制整備を進める上で把握している事項については、

- ・ 「食物アレルギーを有する乳幼児に対する施設対応の有無の把握」が、942市町村(69.9%)
- ・ 「食物アレルギーを有する乳幼児の実態の把握が、863市町村(64.1%)であった。

<保育施設の食物アレルギー対応のための体制整備に係る把握事項> (複数回答)

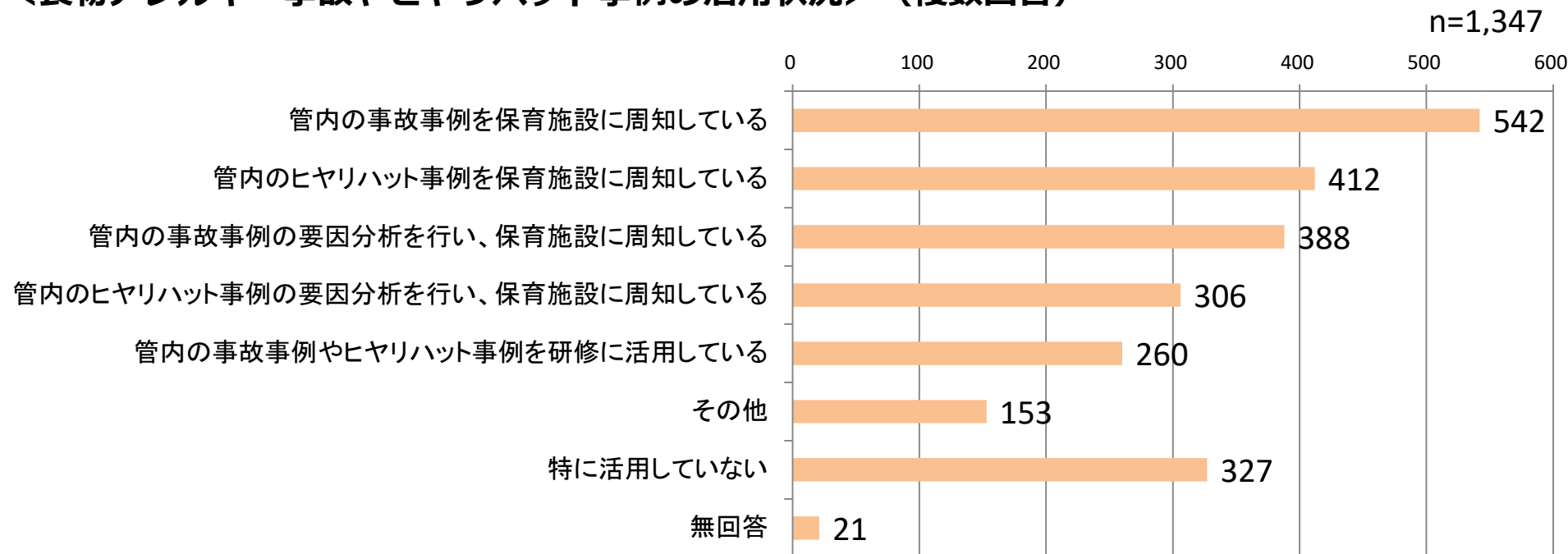


※「その他」の回答としては、公立保育所では把握しているが、私立保育所では把握していないといったものがあった。

16. 食物アレルギー事故やヒヤリハット事例の活用状況【市町村】

- 管内の保育施設で発生した食物アレルギー事故やヒヤリハット事例について把握している市町村における、把握した食物アレルギー事故及びヒヤリハット事例の情報の活用については、
- ・「管内の事故事例を保育施設に周知」が、542市町村(40.2%)
 - ・「管内のヒヤリハット事例を保育施設に周知」が、412市町村(30.6%)であった。

<食物アレルギー事故やヒヤリハット事例の活用状況> (複数回答)



※「その他」の主な回答

- ・公立保育所には周知しているが、私立保育所には周知していない。
- ・私立保育所に対しては、監査の際に活用している。
- ・医療機関へ情報提供し、病院主催の研修会等に参考にしてもらっている。
- ・関係部署(保健所や教育委員会等)へ情報提供している。

17-1. アレルギー／アナフィラキシー対応に係る独自の取組(自由記述)【都道府県】

(相談室の設置・調査の実施)

- 都道府県に、アレルギー疾患相談室を設置し、アレルギー疾患に関する医療機関調査を実施。

(費用補助)

- 市町村(中核市を除く)が、私立保育所、私立幼保連携型認定こども園、私立家庭的保育事業等の行うアレルギー事業に要する経費に対して補助した場合、当該市町村に補助金を交付(食物アレルギー対応特別給食提供事業費補助金)。
 - ※ 医療機関等で認められたアレルギー児童10人以上、または、エピネフリン・オートインジェクター処方の児童が1人以上いる施設

(研修の実施)

- 都道府県の保育協会に委託して研修を実施。
- 毎年、年度初めにアレルギーやアナフィラキシーショックの対応として、病院の先生を招き、町内の教育委員会・小中学校・保育士の先生と一緒に研修を行っている。

(医療関係者との連携)

- 小児科医会と連携した医師の指示書様式(「生活管理指導表(改編)」、「除去食確認シート」)の作成、小児科医会が作成した「アレルギー緊急時対応マニュアル」の普及啓発(保育施設への配布、県ホームページへの掲載)
- 毎年、栄養士会に委託し、「食育相談事業」を実施。事業の内容としては、県内の認定こども園等10施設程度において、栄養士会から栄養士を派遣し、食育に関する相談、調理実習、アレルギー対応等を実施(内容については、園からの要望に応じて、栄養士会と調整)。平成30年度は、その一環として、県内のアレルギー専門医の協力を得て実施。

17-2. アレルギー／アナフィラキシー対応に係る独自の取組(自由記述)①【市町村】

(保育現場における対応)

- アレルギー児が使用する食器やトレーは、色が違うものを使用している。個人のアレルギー対応の方法を明記したアレルギー対応表を作成し、チェック表も合わせて確認しながらアレルギー対応を行っている。
- 公立保育所において、誤食防止のため、①食器の色分け、②個別プレート等の作成(氏名、アレルゲン記載)、③除去食チェックシートによる3段階(調理・担任・管理者)の確認を実施している。
- 災害時の誤食防止を図るため、食物アレルギー児のいる(公立)保育園では、当該児用の長期保存レトルトカレーライス(3食分)等の備蓄を行っている。
- 可能な範囲でのアレルギーフリー献立を作成し、参考として民間保育施設に情報提供を実施。

(研修の実施)

- 医師を講師に招き、食物アレルギー及びエピペン使用を想定した研修会を教育委員会主催で毎年実施している。(小・中学校職員、放課後児童クラブ職員、保育施設職員が対象)
- 保育課の栄養士が講師となって、放課後児童クラブの支援員を対象に、食に関する資質の向上を目的として、食物アレルギー対応についての研修を実施した。
- 公立保育所の全職員(保育士・栄養士・調理員・用務員)を対象に「救急法普通講習及びエピペン取扱い講習」(3年毎の更新制)を毎年実施。(講師は消防本部の職員が担当)
- 栄養士研究会が定期的開催する研修会に参加し、最新のアレルギーやアナフィラキシー対応の情報を収集。

(医療機関等との連携)

- 医療機関が実施している食物経口負荷試験やスキンケアの様子に関する管内の保育施設職員の見学を受入れ。
- 医師会と連携し、アレルギー指示書やアレルギー疾患に関する調査(生活管理指導表に代わる様式)を作成し、全認可保育施設で様式を統一して使用している。
- アドレナリン自己注射薬を処方されている子どもの緊急時対応として、救急車での救急病院への搬送を原則とし、その他の子どもも、緊急時には救急車での搬送を原則とするように指導している。
- 市内認可保育園と公立病院が覚書を結び、保育施設において食物アレルギーが発生した際に、施設から病院に対応の相談を電話ですることができる専用ホットラインを運用している。(アナフィラキシー対応ホットライン)

17-3. アレルギー／アナフィラキシー対応に係る独自の取組(自由記述)②【市町村】

(地域の関係者との連携)

- 公設公営施設の園長代表による「給食調理・アレルギー対応部会」を定期的を開催し、食物アレルギーを持つ児童への給食提供や対応全般について、情報共有や必要な検討を行っている。また、事故防止のための具体的方策の周知等も行っている。
- エピペンを預かっている保育施設を把握し、消防に情報を提供している。
- 公立保育園に関しては1年に一度、園長、クラス担任、保護者、園栄養士、市栄養士が一堂に会して、面談を行っている。最新の医師の診断や血液検査結果を基に今後の保育園での給食の対応を決めている。

(指導監査)

- 指導監査において、マニュアルの確認や園外研修等の取組状況、事故発生状況等の意見交換や情報提供を実施。必要に応じて、園の運営状況や事故対応等の指導を実施。

(費用負担)

- アレルギー除去食を調理をするために必要な調理備品予算の計上、購入。
- 公立こども園には、アレルギー対応の必要性が一定の基準を超えた施設に対して、調理員の加配を行っている。民間施設へは、アレルギー対応の必要性が一定の基準を超えた施設に対して、アレルギー対応のために加配した調理員の人件費に対して補助を行っている。

(実態調査)

- 食物アレルギー等実態調査を年1回実施し、調査結果については、園児の食物アレルギーの対応等に役立つよう認可保育所等の他、乳幼児園医協議会に情報提供している。

(一般向けの周知)

- 市民向け用のリーフレットとして、「食物アレルギーのための食事ガイド」を作成し、研修会等で配布している。

※ 政令指定都市及び人口が10万人以上の一般市のうち、回答があったものから抜粋して作成。